

第四次伊勢原市役所エコオフィスプラン 中間改定版

2018-2030

目次

1 はじめに		
1-(1) 主な変更点	P.4	
2-(2) 計画改定の背景	P.5	
3-(3) 計画の基本的事項	P.6	
2 これまでの温室効果ガスの排出状況		
2-(1) 温室効果ガス排出量の推移	P.8	
2-(2) 温室効果ガス排出量の内訳	P.9	
2-(3) 使用エネルギー別の推移	P.10	
2-(4) 温室効果ガス排出量の増減要因	P.11	
3 温室効果ガス排出量削減目標		
3-(1) 温室効果ガス排出量削減目標	P.13	
3-(2) 目標達成に向けた基本方針	P.14	
3-(3) 2030年に向けた温室効果ガス排出量削減ロードマップ	P.15	
4 目標達成に向けた取組		
4-(1) 省エネの推進	P.17	
4-(2) 再エネの積極活用	P.19	
4-(3) 電動車等の導入	P.21	
4-(4) 日常の省エネ・省資源行動	P.22	
4-(5) 環境にやさしい製品の購入・選択	P.24	
5 進行管理		
5-(1) 進行管理体制	P.26	
5-(2) 進捗状況の公表	P.27	

※伊勢原市役所エコオフィスプランは、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)」第21条第1項の規定に基づく法定計画「地方公共団体実行計画(事務事業編)」にあたるものです。

※また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「グリーン購入法」という。)」に基づく、環境物品の調達の推進を図るための方針にあたるものです。

1

はじめに

主な変更点 / 計画改定の背景 / 計画の基本的事項



1-(1) 主な変更点

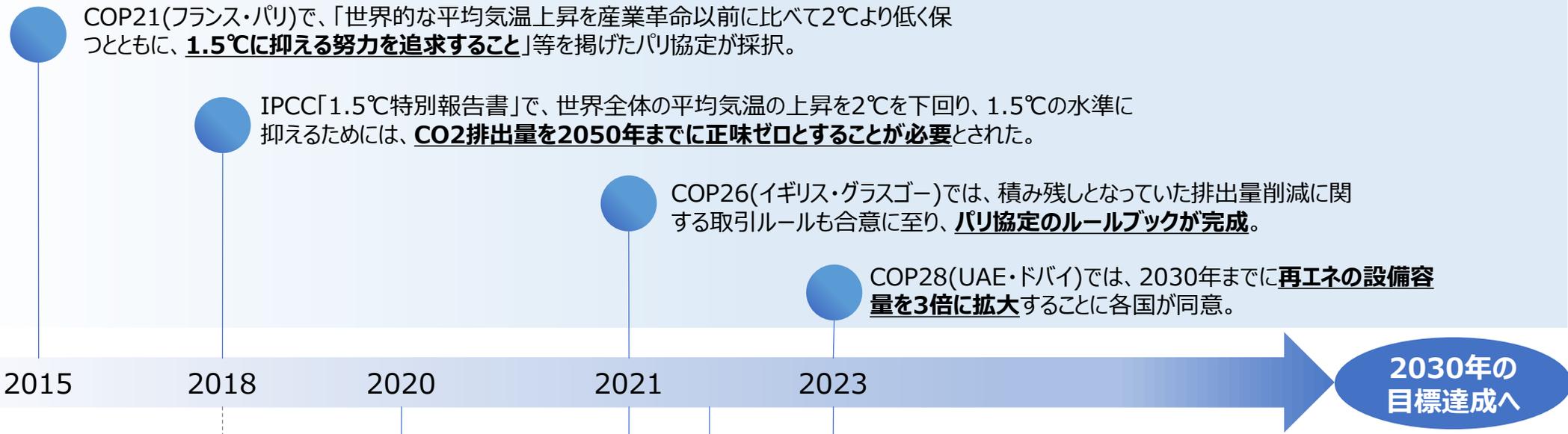
➤ 平成30年度に策定した「第四次伊勢原市役所エコオフィスプラン」について、主に次の中間改定を行いました。

対象	<ul style="list-style-type: none">「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)に基づく報告範囲や、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」等と整合を図るため、温室効果ガス排出量算定に下水処理に係る分野等を含めて、目標設定と進行管理を行います。
目標	<ul style="list-style-type: none">第3次伊勢原市環境基本計画で設定した市内の削減目標及び2021年に策定された「政府実行計画」の目標を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減目標を、2030年度末までに2013年度比50%削減に上方修正しました。(改定前は2013年度比40%削減)
取組	<ul style="list-style-type: none">既に昼休み、終業時間後の一斉消灯や空調設備の温度設定等さまざまな形で温室効果ガス排出量の削減に取り組んできましたが、従来の取組に加えて、導入から年数が経過した設備の入替えや再エネ設備の導入により、更なる温室効果ガス排出量の削減を目指します。
算定方法	<ul style="list-style-type: none">「政府実行計画」において、再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、同計画において定める温室効果ガス排出量の削減目標の達成は、調整後排出係数を用いて算定した総排出量を用いて評価できるとされていることから、本計画においても、同様の扱いとします。

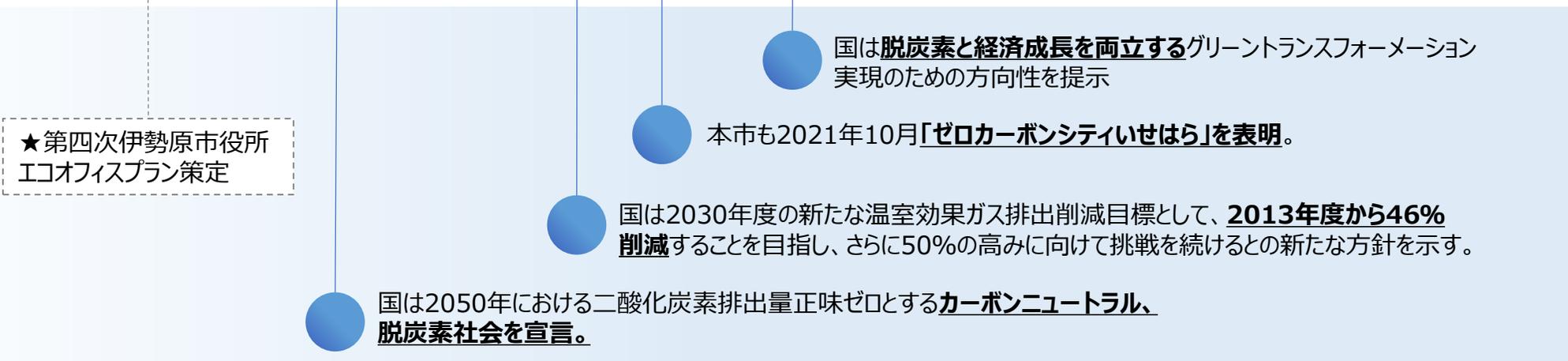
1-(2) 計画改定の背景

- 地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識され、最も重要な環境問題の一つとされています。国の2050年脱炭素社会を目指す宣言を始め、近年は国内外でその取組が活発化しています。

国際的な動向



国内の動向



1-(3) 計画の基本的事項

- 「伊勢原市役所エコオフィスプラン」は、**事務事業における温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標を定める**ことで、地球温暖化対策を推進することを目的としています。

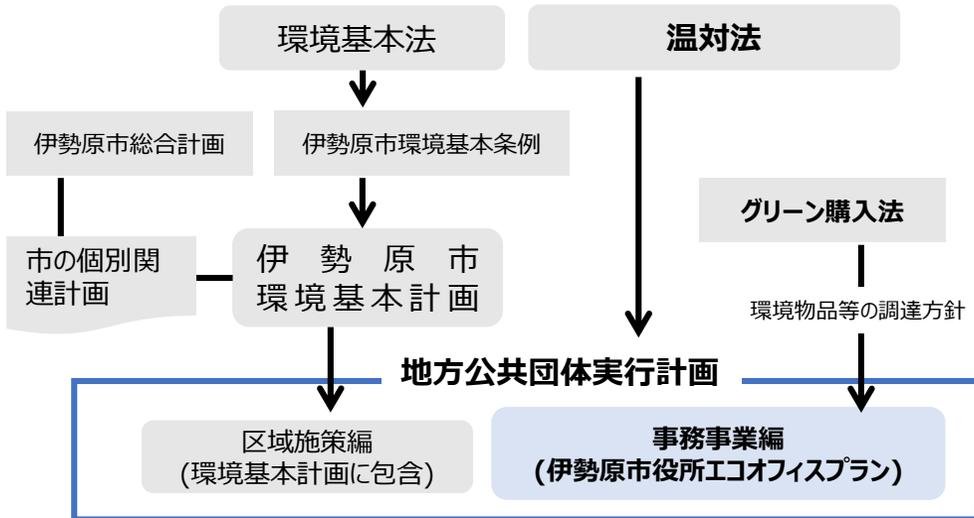
(1) 対象とする範囲

- 市が直接執行する事務及び事業全般を計画の対象とします。原則、エネルギー管理権限を有している※1施設等を対象としますが、二市組合運営施設と、防災倉庫等のエネルギー使用量が著しく少ない施設等は除きます。

下水処理分野	二市組合運営施設
対象外 → 今回より対象	対象外

(2) 上位計画及び関連計画との位置付け

- 本計画は、地方公共団体実行計画(事務事業編)にあたるもので、全ての都道府県と市区町村に策定が義務づけられています。



※1 設備の設置・更新権限を有し、かつ、当該設備のエネルギーの使用量が計量器等により特定できる状態にあること

(3) 計画期間

- 本計画期間は、国の政府実行計画と整合し、2018年度から2030年度までとしています。今回は、国の動向や本計画の実施状況を踏まえ、目標値を含めた中間改定を行うものです。

2013	...	2018	...	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基準年		計画開始		中間改定	計画期間					

(4) 対象とする温室効果ガス

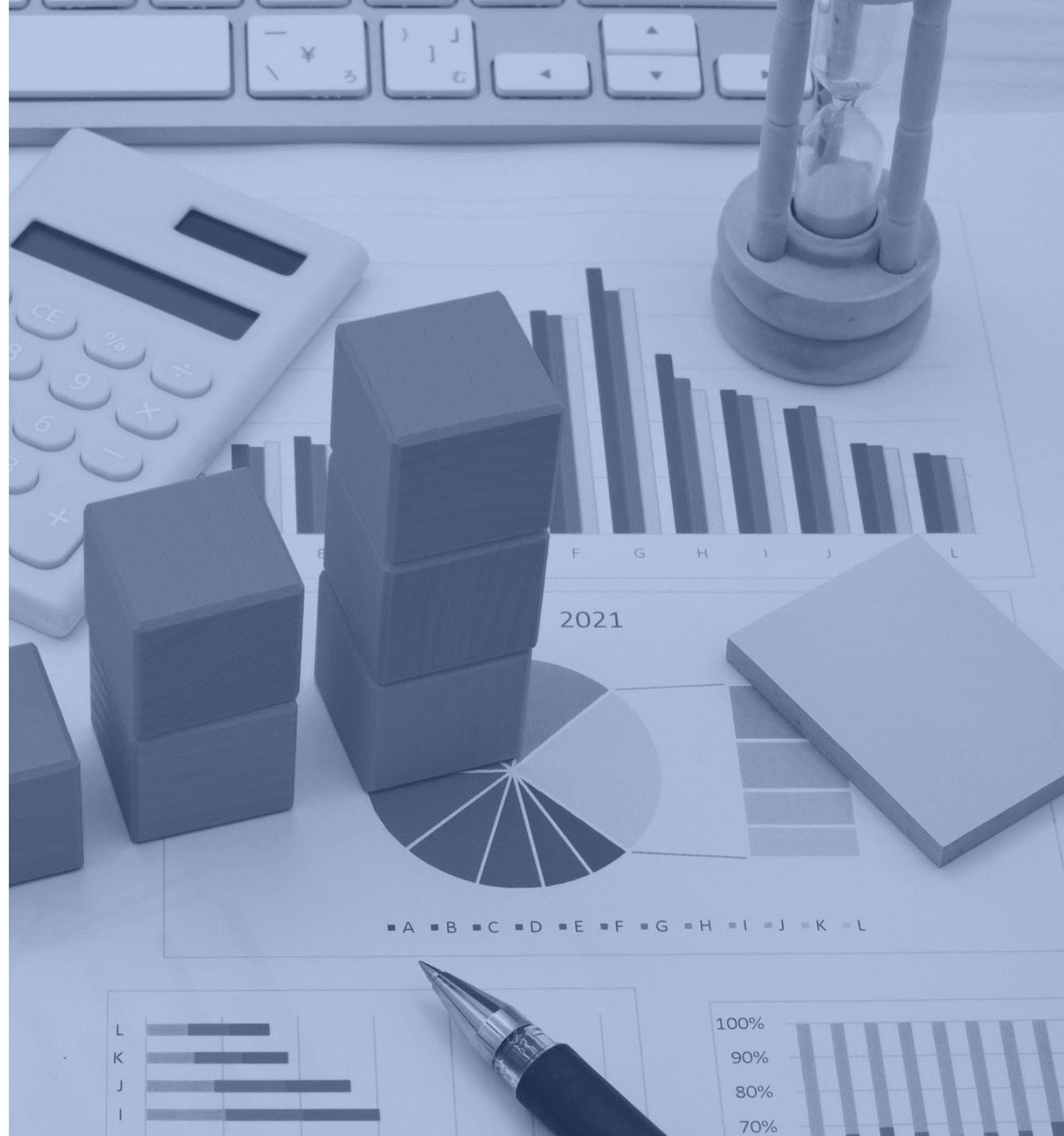
- 本計画で削減対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項において規定されている7種類のうち、次の3種類とします。ただし、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF6)、三ふっ化窒素(NF3)については、事務事業に伴う排出がないため、計画の算定対象外とします。

温室効果ガス	発生源	計算方法
二酸化炭素(CO2)	・ 電気及び燃料の使用	・ 電気使用量×単位使用量当たりの排出量 ・ 燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12
メタン(CH4)	・ 下水の処理に伴う排出	・ 下水処理量×排出係数×CH4の地球温暖化係数
一酸化二窒素(N2O)	・ 下水の処理に伴う排出	・ 下水処理量×排出係数×N2Oの地球温暖化係数

2

これまでの温室効果ガスの排出状況

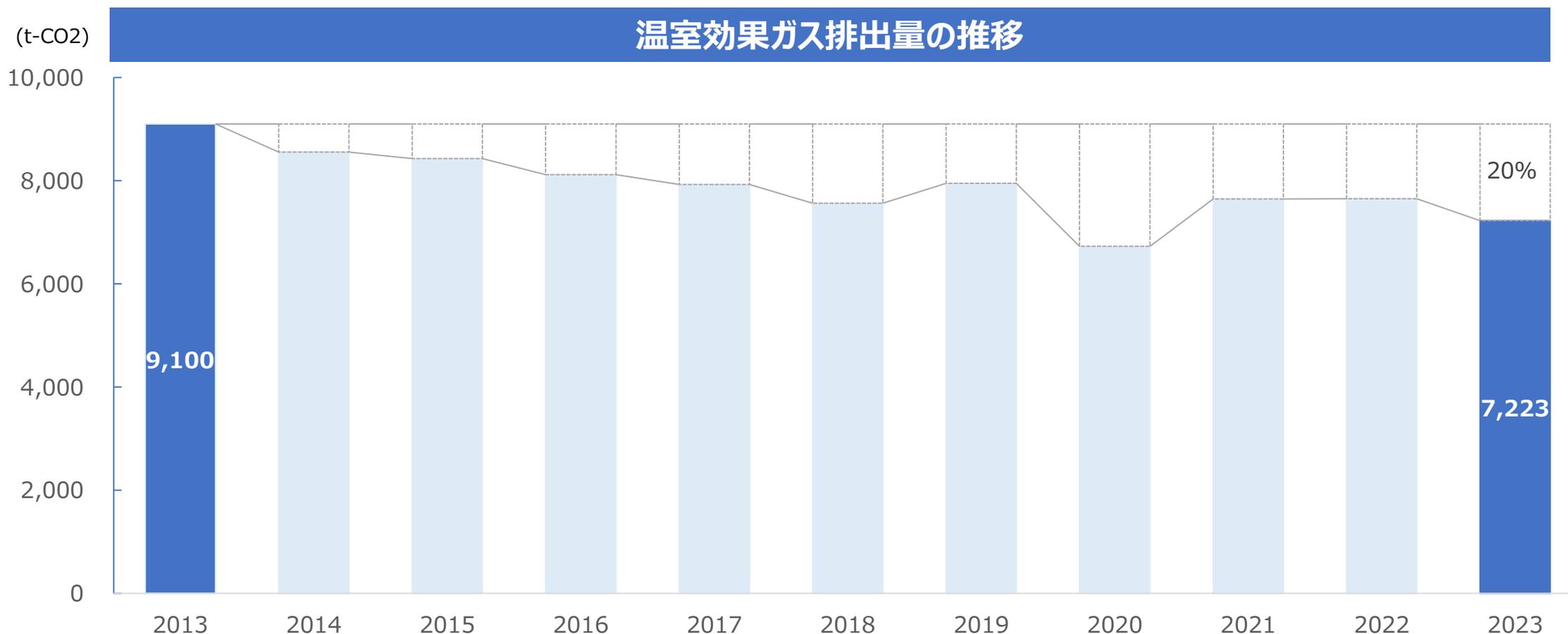
排出量の推移 / 排出量の内訳 / 使用エネルギー別の推移
排出量の増減要因



2-(1)

温室効果ガス排出量の推移

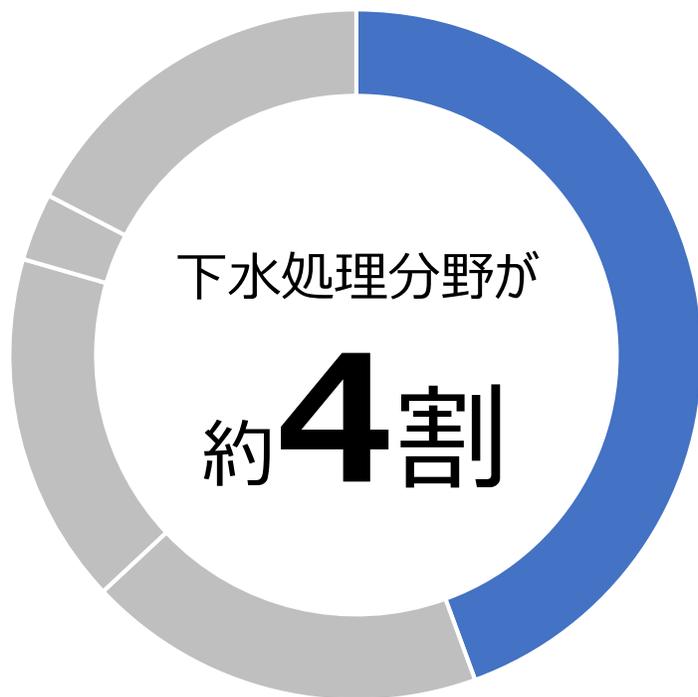
- 本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度である2013年度において、9,100t-CO₂となっています。
- 2023年度の温室効果ガスの総排出量は、7,223t-CO₂(2013年度比で20%削減)でした。
- 過去からの推移を見ると、2020年度は、新型コロナウイルス感染症対策による活動自粛の影響を受け、全庁的にエネルギー使用量が大きく減少しましたが、近年はほぼ横ばいの状況にあります。



2-(2) 温室効果ガス排出量の内訳

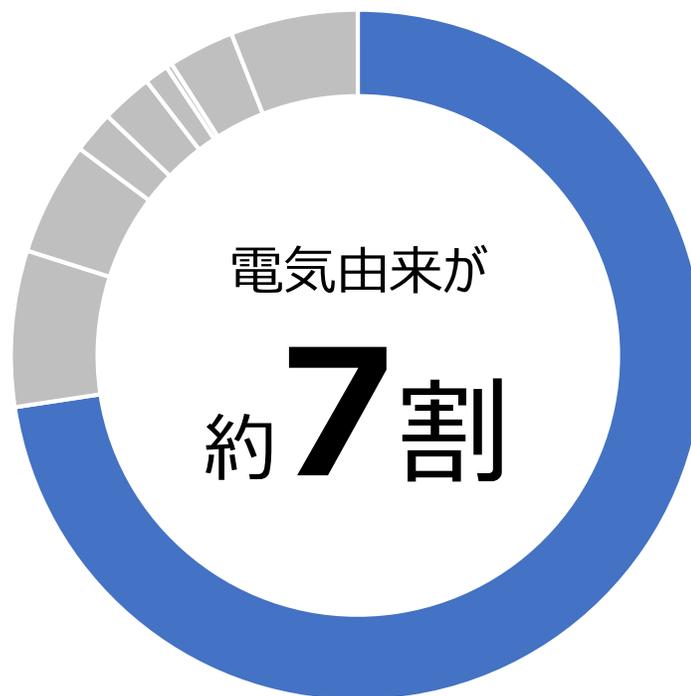
- 施設別では**4割以上を下水処理に係る分野が占め**、次いで小中学校、行政センター(本庁舎、市民文化会館、図書館・子ども科学館)と続きます。
- エネルギー別の排出量では、**電気が7割以上を占め**、次いで都市ガス、プロパンガスと続きます。

施設別排出量の内訳(R5)



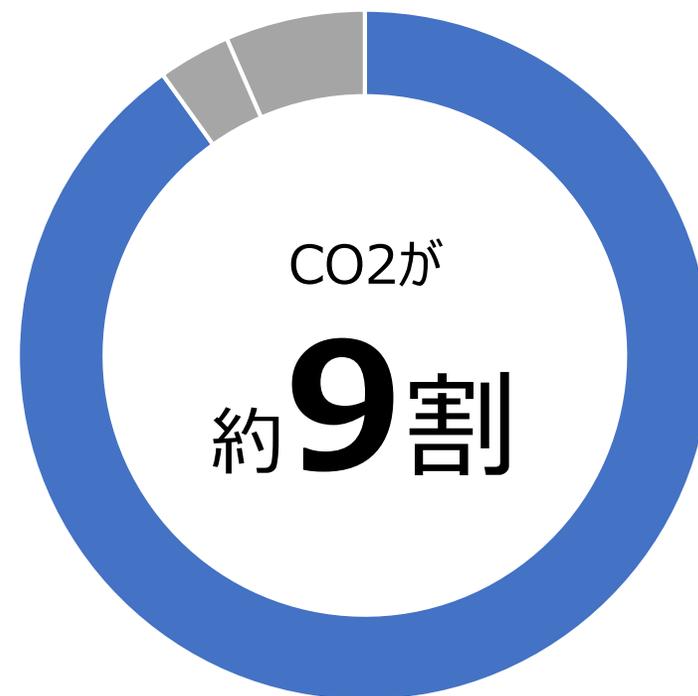
項目	割合
下水処理	44%
小中学校	18%
行政センター	17%

エネルギー別排出量の内訳(R5)



項目	割合
電気	73%
ガス	12%
ガソリン	4%

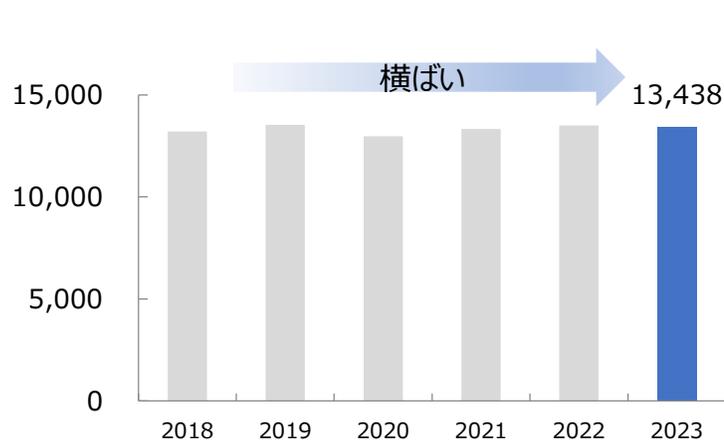
温室効果ガス種類の内訳(R5)



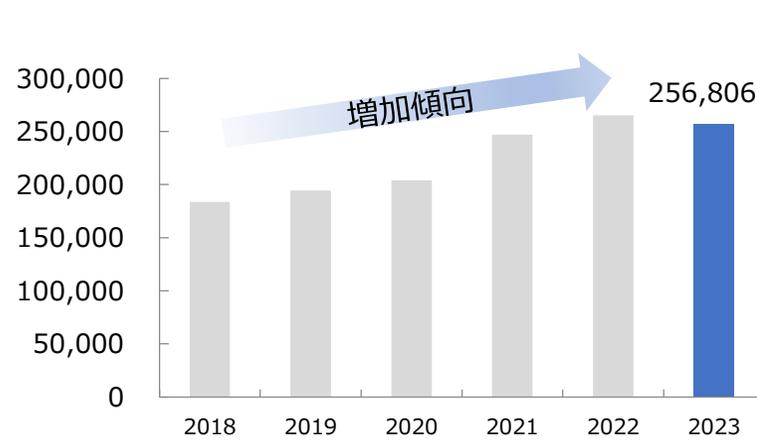
項目	割合
CO2	91%
CH4(メタン)	3%
N2O(一酸化二窒素)	6%

2-(3) 使用エネルギー別の推移

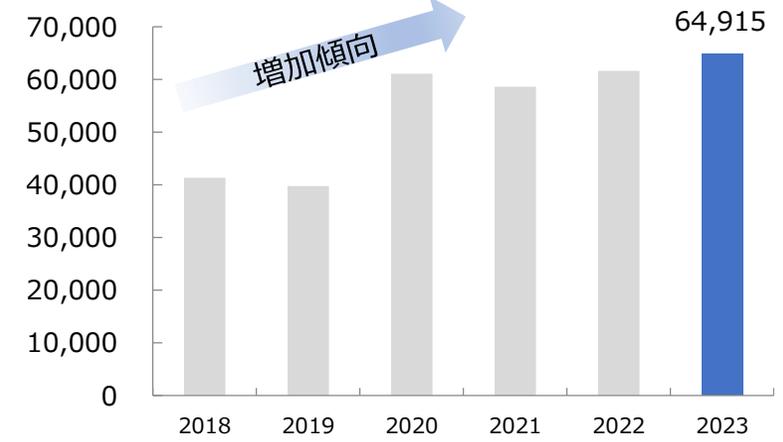
➤ 小中学校へのエアコン導入による灯油からの切り替えが進んでいること等で都市ガス及びプロパンガスの使用量が増加傾向にあります。



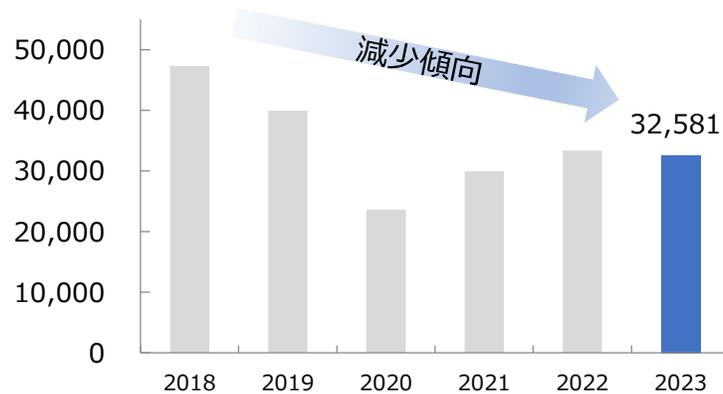
電気使用量の推移(千kWh)



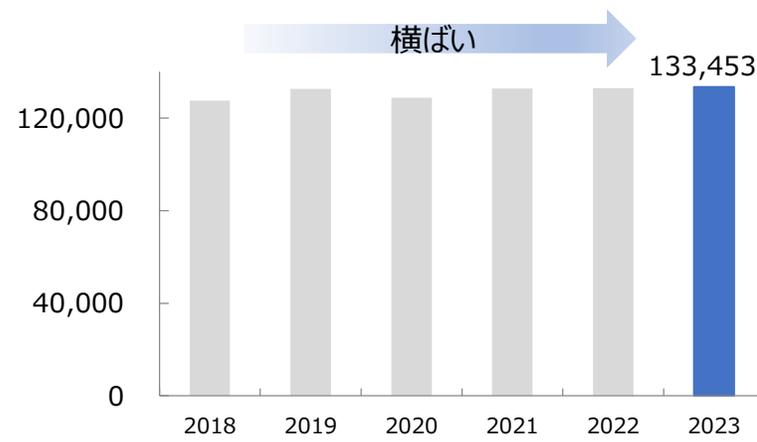
都市ガス使用量の推移(m³)



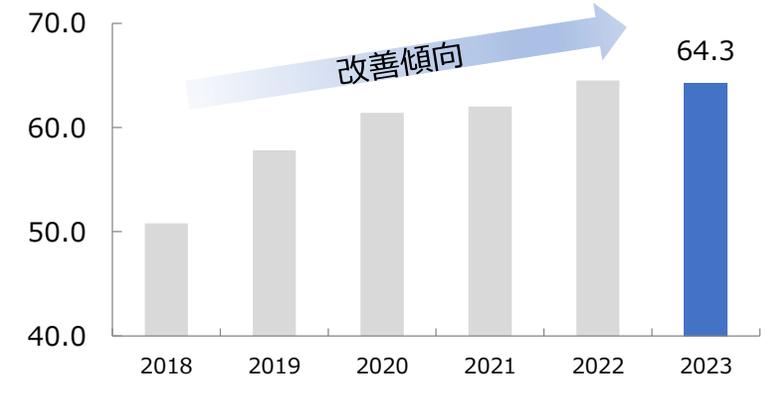
プロパンガス使用量の推移(m³)



灯油使用量の推移(ℓ)



ガソリン及び軽油使用量の推移(ℓ)

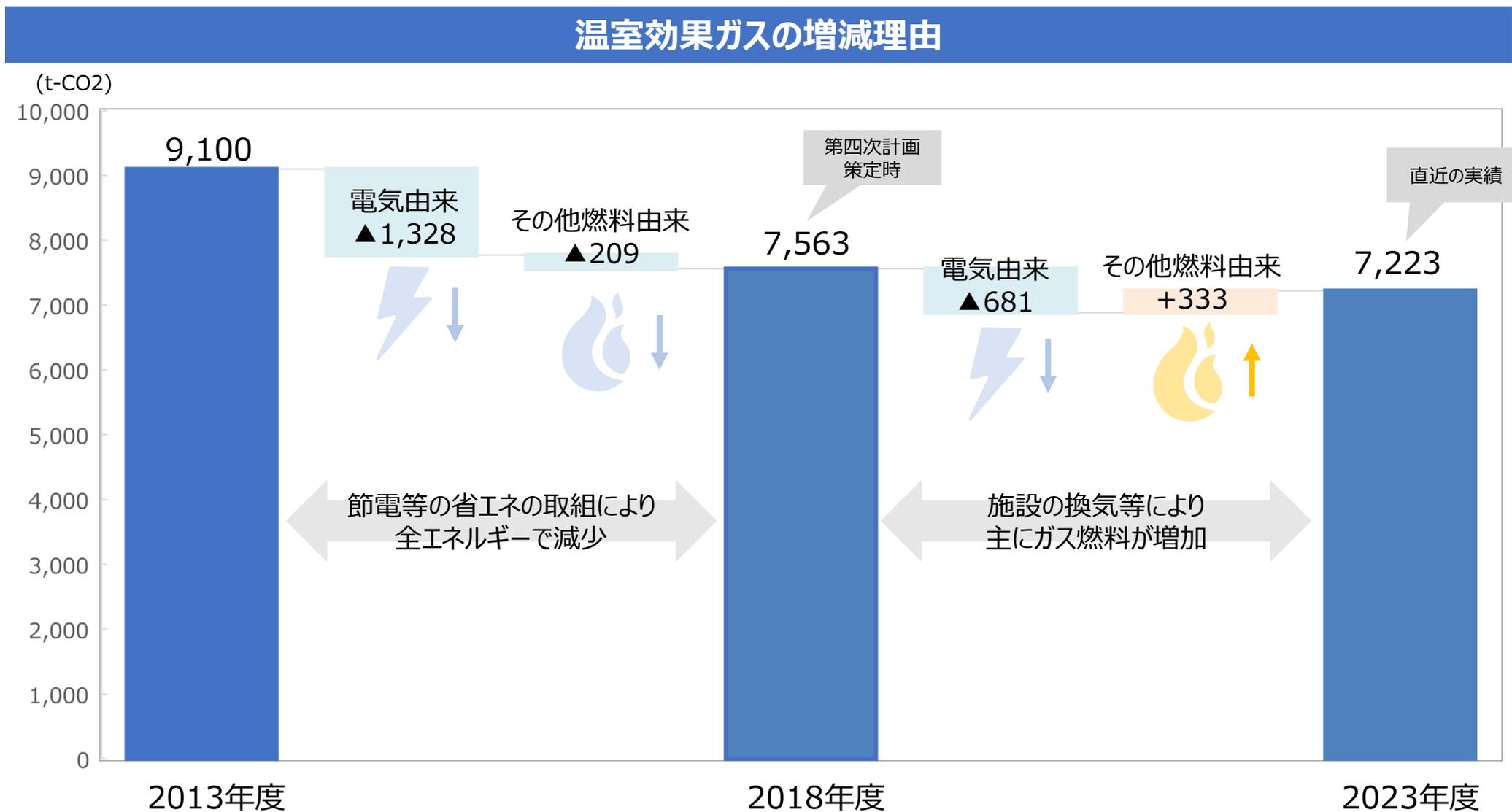


低燃費車※の導入率の推移(%)

※ 電動車等(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車)、九都県市低公害車、低燃費かつ低排出ガス認定車をいう。

2-(4) 温室効果ガス排出量の増減要因

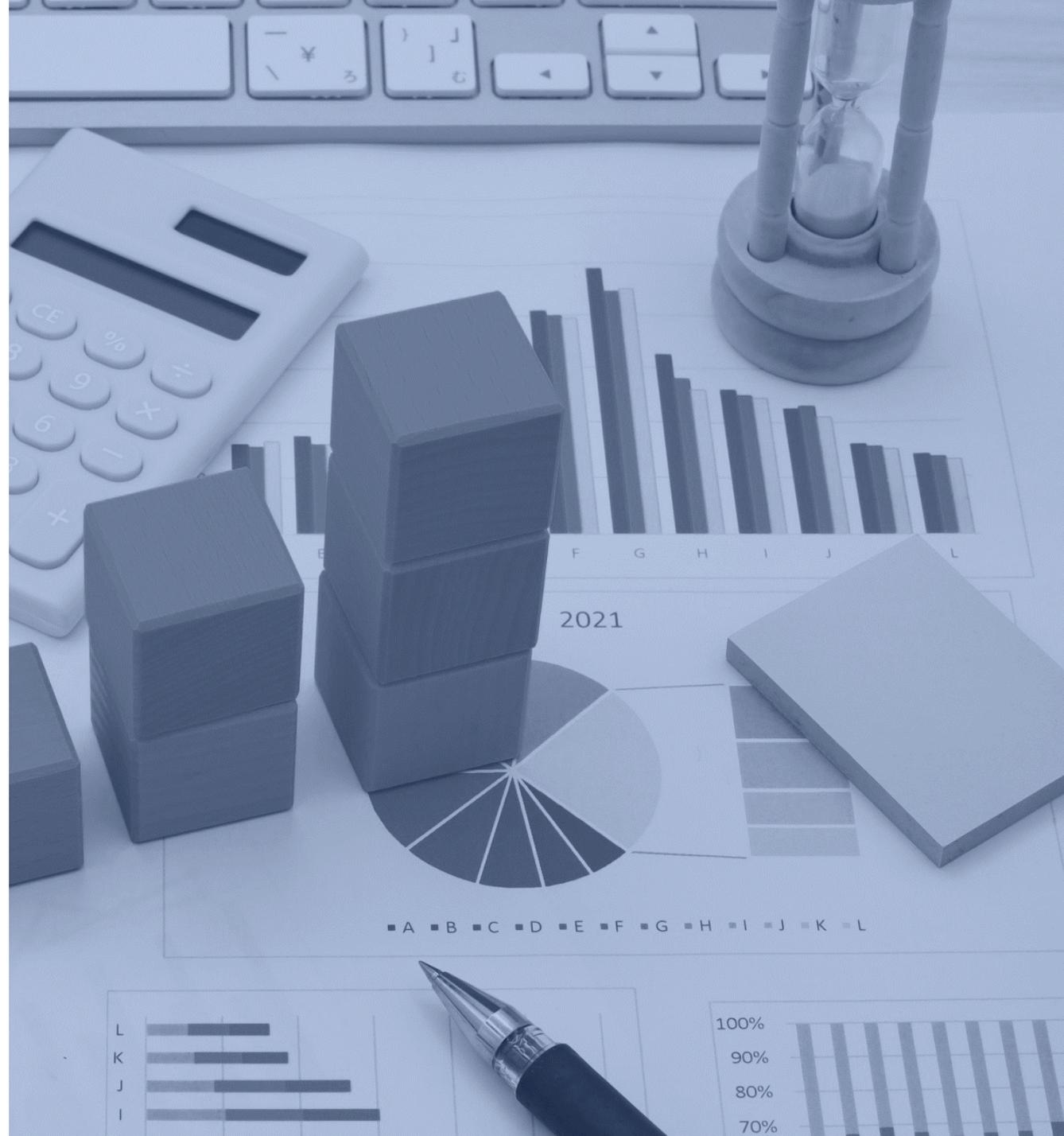
- 直近ではガス燃料の使用量が増加している一方、節電の取組と排出係数の減少により、電気由来の温室効果ガスは減少しています。



3

温室効果ガス排出量削減目標

削減目標 / 目標達成に向けた基本方針 / ロードマップ



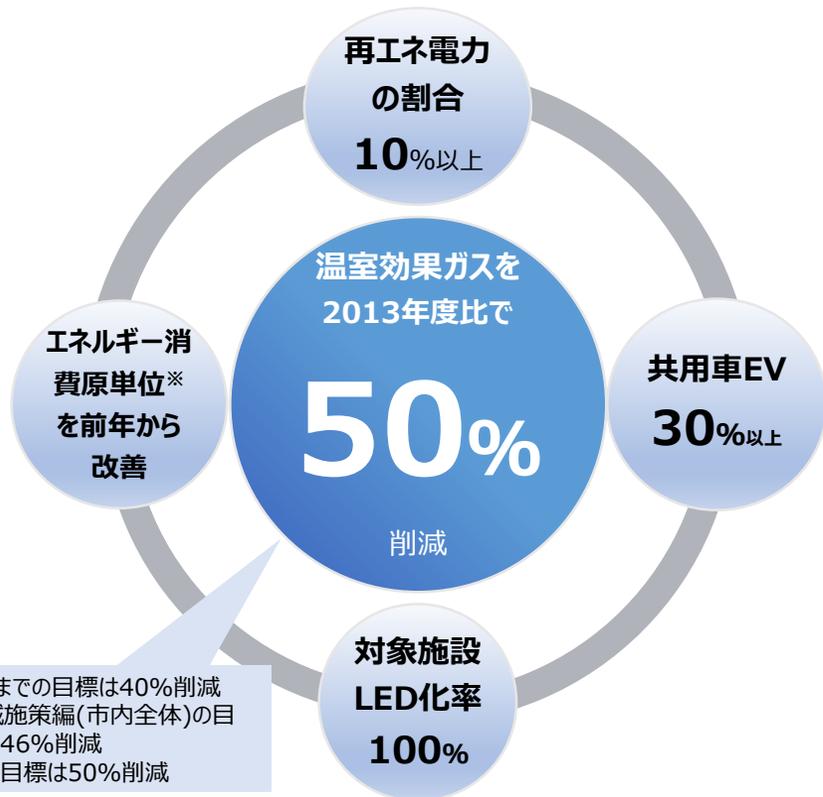
3-(1)

温室効果ガス排出量削減目標

- 第3次伊勢原市環境基本計画や国の政府実行計画の目標値を踏まえて、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。
- 国の政府実行計画と合わせ、「温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度末に50%削減」することを目標とします。

2030年度末の目標

温室効果ガスの削減目標と合わせて、関連する指標を設定します。

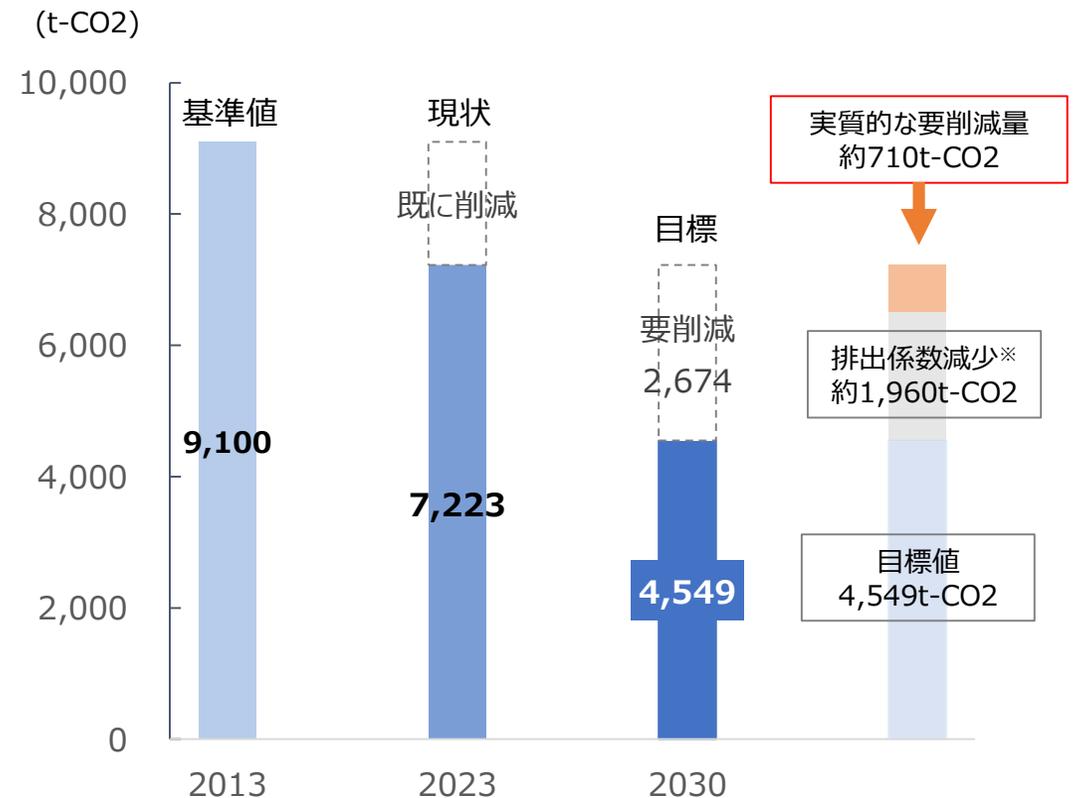


- これまでの目標は40%削減
- 区域施策編(市内全体)の目標は46%削減
- 国の目標は50%削減

※ 終末処理場の指標は汚水流入量とし、その他の施設の指標は延床面積とする。

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて

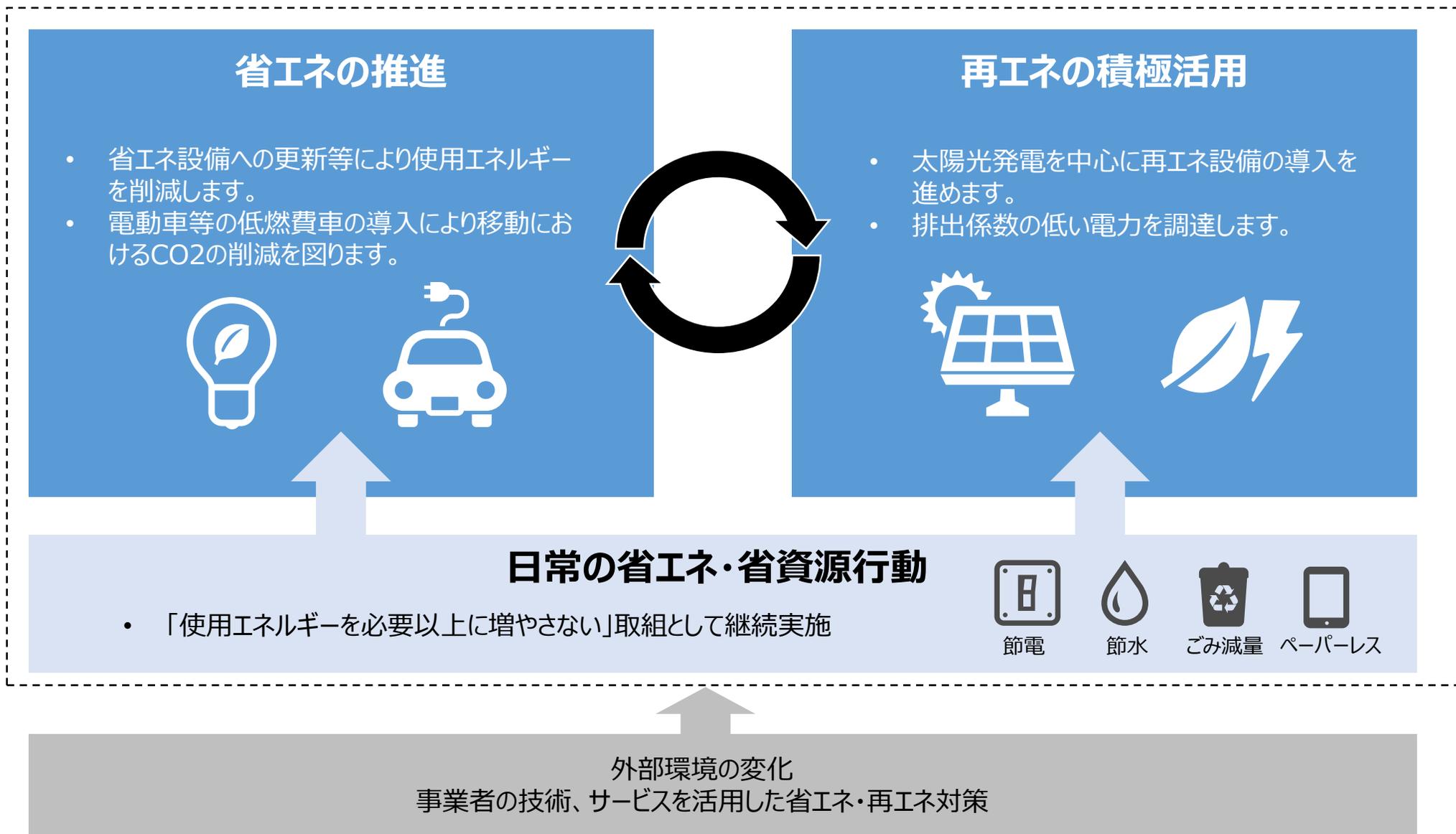
将来的な排出係数の推計※を見込んでも、あと約700t-CO₂の削減が必要。



※ 計画目標年度の電気の排出係数は、2030年度のエネルギーミックスを前提とする数値(0.25kg-CO₂/kWh)を用いる。

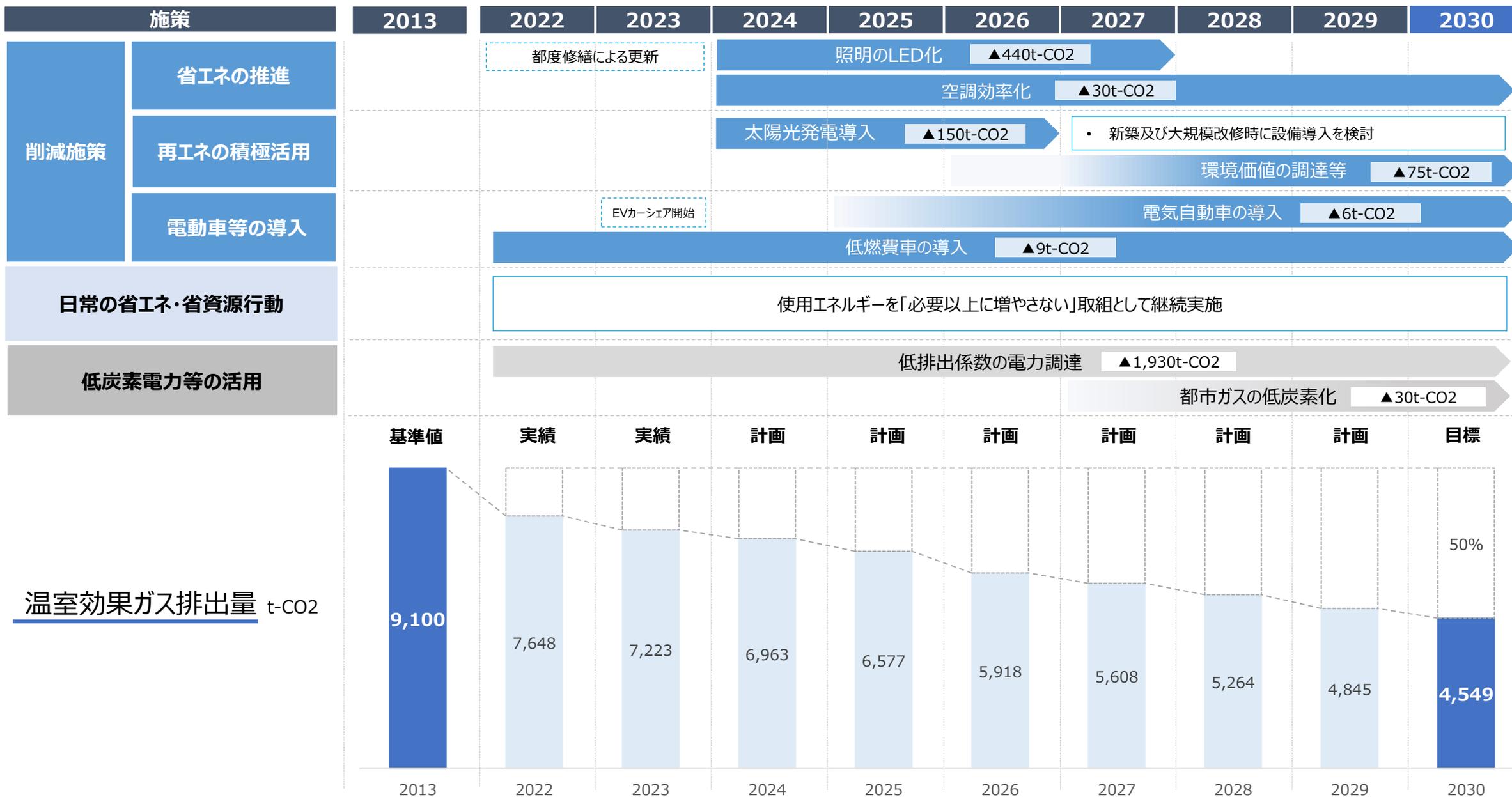
3-(2) 目標達成に向けた基本方針

➤ これまでのエネルギー使用状況と外部環境の変化を踏まえ、省エネと再エネを両輪で推進し、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。



3-(3) 2030年に向けた温室効果ガス排出量削減ロードマップ

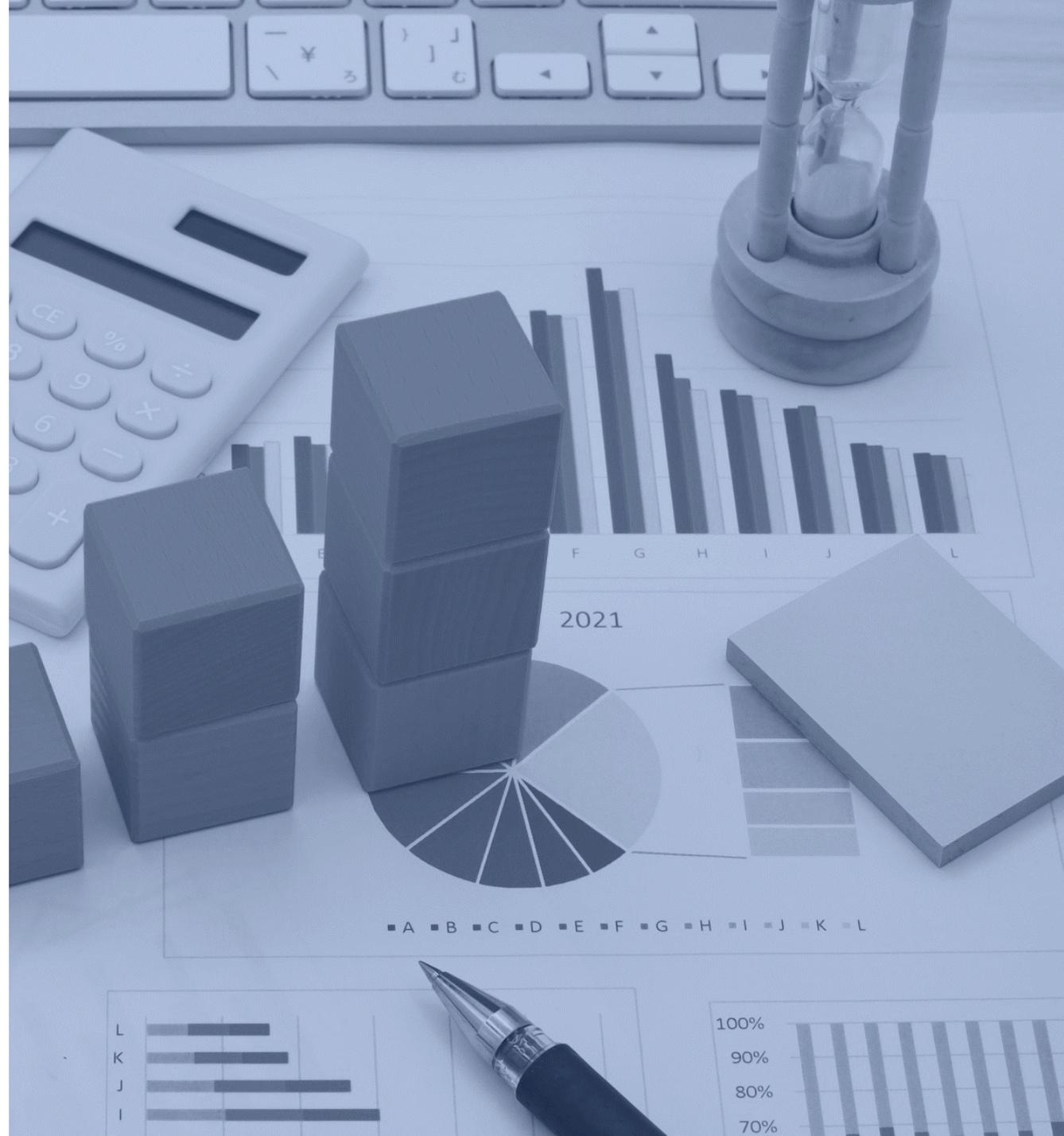
➤ 2030年に向けた取組の全体像「省エネの推進」「再エネの積極活用」「電動車等の導入」に取り組みます。



4

目標達成に向けた取組

省エネの推進 / 再エネの積極活用 / 電動車等の導入
日常の省エネ・省資源行動 / 環境にやさしい製品の購入・選択



※ ここで示す削減効果は2023年度実績からの削減です。

4-(1) 省エネの推進



➤ 公共施設にLED照明を導入することで、省エネによるCO2排出量の削減を図ります。

取組の効果と概要

LEDで
▲440 t-CO2

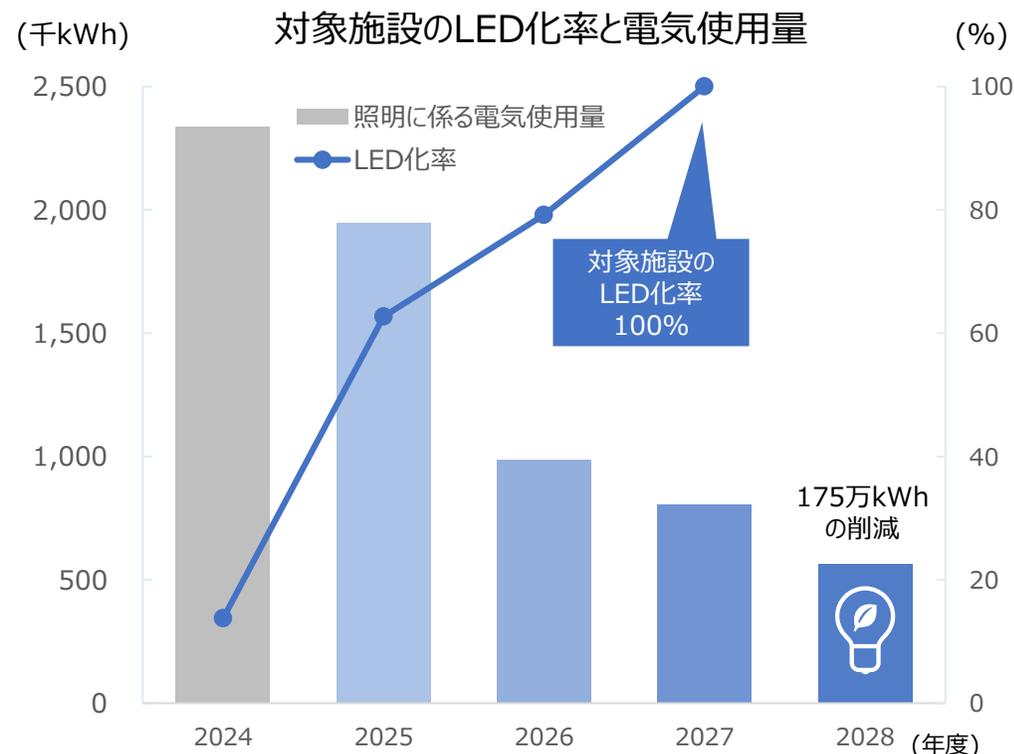
電気使用量の削減
約175万kWh※1

×

排出係数
0.25kg-CO2/kWh

LED照明は、従来の蛍光灯に比べ、大幅に電気使用量を削減できます。
公共施設等におけるLED化の推進にあたっては、長期的に使用見込みのある施設におけるLED交換を優先的に行い、対象施設の100%LED化を目指します。
導入にあたっては、ESCO事業を活用するとともに、蛍光灯製造禁止となる2027年末までに、対象施設を中心とした公共施設のLED化の完了に向け導入を推進していきます。

2030年に向けて



※1 公共施設LED化ESCO事業による削減値を参考に設定。

4-(1) 省エネの推進



➤ **空調運用の効率化**により、都市ガス使用量の削減を図ります。

取組の効果と概要

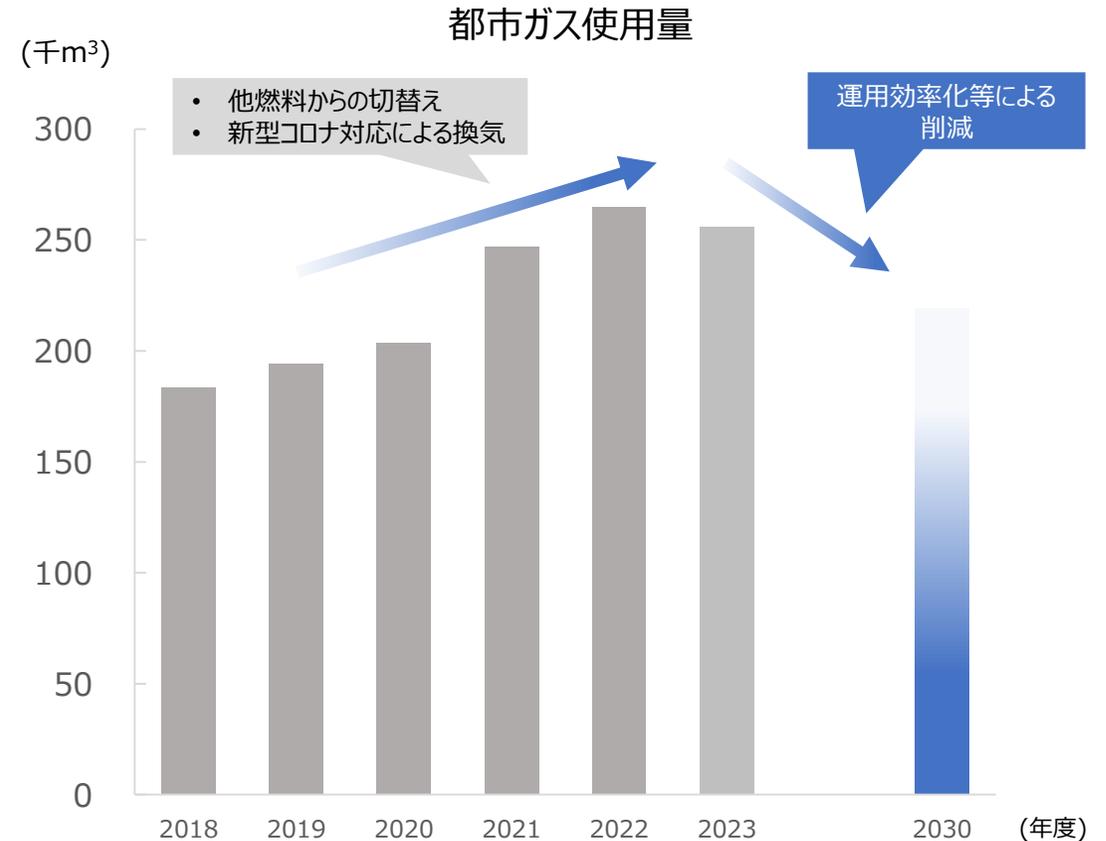
空調効率化で

▲ **30** t-CO₂

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{都市ガス使用量} \\ \hline \text{約26万m}^3 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{運用効率化等による改善率} \\ \hline \text{5\%}^{\ast 1} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{都市ガスの排出係数} \\ \hline \text{2.23kg-CO}_2/\text{m}^3 \\ \hline \end{array}$$

都市ガスは主に空調用として使用しており、その使用量は年々増加傾向にあります。
市の事務事業における都市ガスの7割以上は行政センターで使用されており、室温及び湿度の管理^{※2}(室内温度は冷房時で28度、暖房時で19度を目安に)と合わせ、ブラインドの設置等による効率化に取り組みます。
また、行政センターで20年以上継続して使用している機器の更新も見据えながら、都市ガス使用量の削減に取り組めます。

2030年に向けて



※1 東京都地球温暖化防止活動推進センターの調査によると、ブラインドの設置により冷房の効率が10.9%改善するとされている。また、資源エネルギー庁「エネルギー白書」中の「業務他部門のエネルギー消費の動向」より、暖房と冷房の消費エネルギーの割合がほぼ1:1であることから、ブラインド設置に相当する効率化が都市ガス使用施設全体で実施されたと仮定して設定。 ※2 労働衛生基準に基づく設定(湿度は、相対湿度が40%以上70%以下)。

4-(2) 再エネの積極活用



➤ 太陽光発電設備の導入により、再エネ(再生可能エネルギー)を活用します。

取組の効果と概要

太陽光発電で

▲ 150 t-CO₂

太陽光発電
約60万kWh^{※1}

×

排出係数
0.25kg-CO₂/kWh

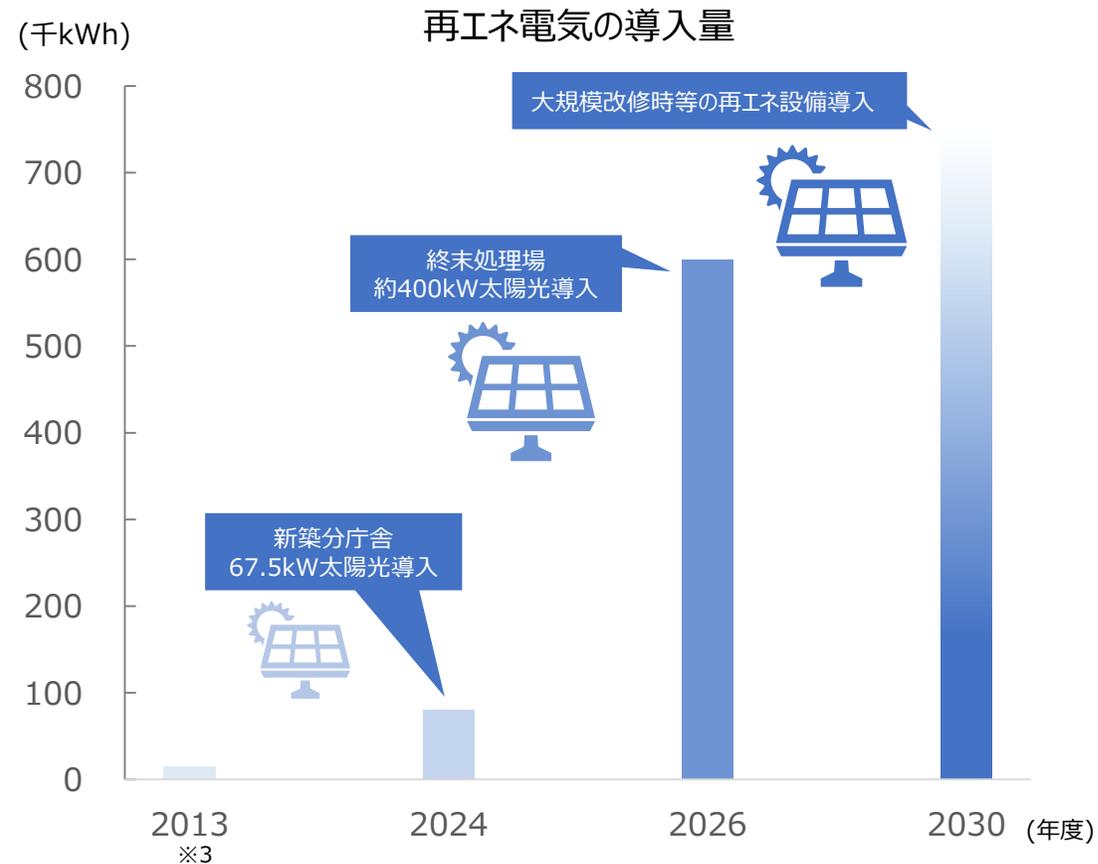
再生可能エネルギーには「枯渇しない」、「どこにでも存在する」、「CO₂を排出しない」という特徴があり、太陽光発電はそのひとつです。

本計画の期間内では、新築分庁舎(2024年度)と終末処理場(2026年度)へ太陽光発電設備を導入し、再エネ電力を活用します。

導入にあたっては、リースやオンサイトPPA^{※2}を活用することで、初期費用の軽減と費用負担の平準化により、高騰する電気代にも寄与します。

また、2030年に向けて、施設の新築や大規模改修時にも再エネ設備の導入を検討していきます。

2030年に向けて



※1 新築分庁舎と終末処理場の太陽光発電の発電効率を15%として試算。

※2 Power Purchase Agreement 売電事業者と需要家が直接契約を結ぶ方式。 ※3 伊勢原小学校の15kW太陽光発電

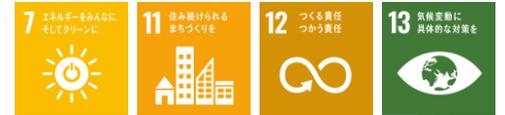
4-(2) 再エネの積極活用



➤ 再生可能エネルギーの導入にあたっては、**環境価値の活用**も検討します。

コスト イメージ	導入方法		特徴	2030年に向けて	
↑ 高	① 太陽光発電の設置		自己所有	<ul style="list-style-type: none"> サービス料がかからないため、収益性は高いものの、導入の際は初期費用や維持管理の手法を考慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新築分庁舎、終末処理場への導入。 施設の新築や大規模改修時に導入を検討。
			リース	<ul style="list-style-type: none"> 初期費用がかからないものの、長期間にわたる契約となり、リース資産として管理・計上することを考慮する必要がある。 	
			オンサイトPPA	<ul style="list-style-type: none"> 初期費用がかからないものの、長期間契約であることや、撤去に係る費用を誰が負担するかなどを考慮する必要がある。 	
	↓ 低	② 小売再エネ電力メニューへの切替え 		<ul style="list-style-type: none"> 排出係数が0の電力契約メニューのこと。 新規の設備が不要であるため、短期間で調達できるメリットがあるが、拠点ごとの導入の検討やメニューの電源構成の確認が必要。 	
③ 環境価値(非化石証書等)の購入 		<ul style="list-style-type: none"> 再エネ電力と見なすことができる付加価値。 新規の設備が不要であるため、短期間で調達できるメリットがあるが、JEPXの会員登録等の手続が必要な場合がある。 			

4-(3) 電動車等の導入



➤ 率先して公用車に電動車等※1をはじめとした低燃費車を導入します。

取組の効果と概要

公用車で

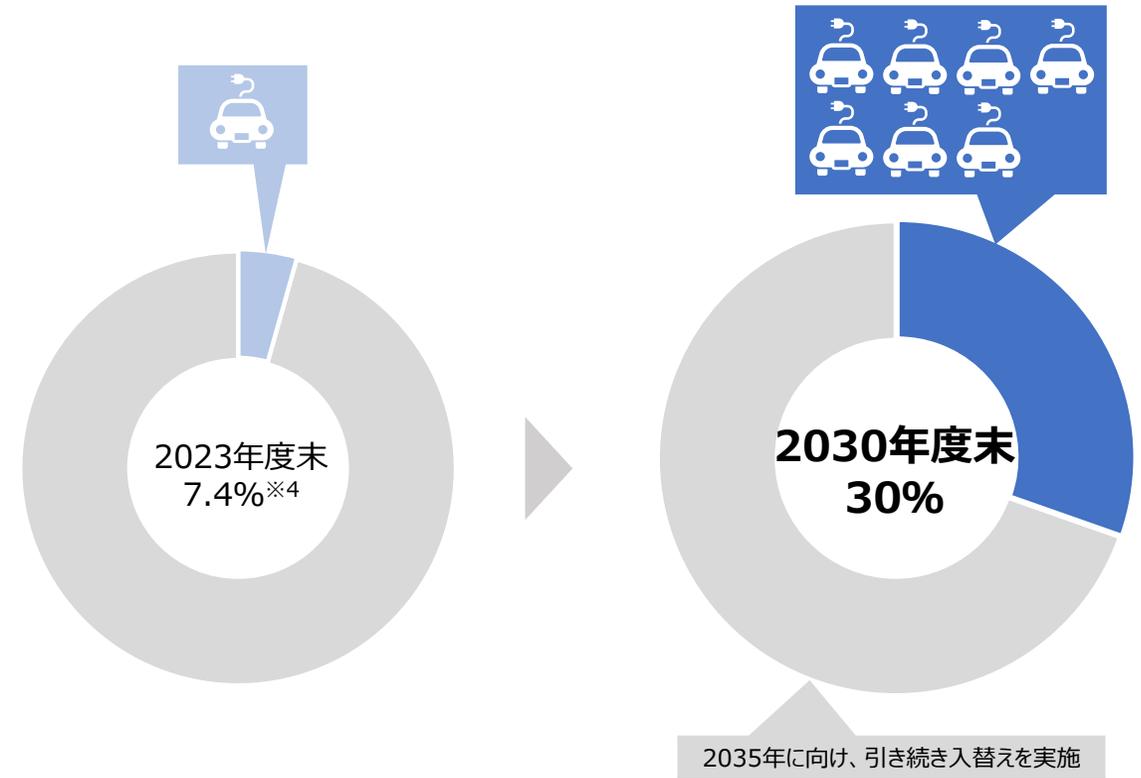
▲ 15 t-CO2

電気自動車に6台入替え	×	入替えによるCO2削減効果/台※2 850kg-CO2
低燃費車※3に25台入替え	×	入替えによるCO2削減効果/台※2 380kg-CO2

公用車の新規導入の際は、引き続き、電動車等をはじめとした低燃費車の導入を推進します。
2030年度末までに、公用車全体における低燃費車の割合を80%以上とすることを旨すとともに、高頻度で使用されている共用車については、電気自動車の割合を30%以上とすることを目標とします。

2030年に向けて

共用車の電気自動車の割合



※1 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車をいう。
※2 排出係数0.25kg-CO2/kWh、ガソリン2.3kg-CO2/L、既存共用車燃費9km/L、低燃費車燃費15km/L、HV燃費37km/L、EV電費8km/kWh、共用車1台あたりの年間走行距離3,700km、電気27円/kWh、ガソリン160円/Lとして試算。
※3 電動車等、九都県市指定低公害車、低燃費かつ低排出ガス認定車をいう。 ※4 EVカーシェア車両を共用車として扱っている。

4-(4) 日常の省エネ・省資源行動



- 「**使用エネルギーを必要以上に増やさない**」取組として、日常の省エネ行動を全職員で継続実施します。

勤務形態に関する取組(職員課)



- ✓ 気候や執務環境などの事情に応じて、快適で働きやすい服装による勤務を通年で実施することで、過度な冷暖房に頼らないようにします。
- ✓ 業務改善を図り、ノー残業デーを徹底し、必要な場合は部分点灯します。

節電に関する取組(財産管理課)



- ✓ 個別消灯により不要な照明を消灯し、業務に支障ない範囲で、昼休み及び17時15分から30分まで一斉消灯します。
- ✓ 昼休み時間の不必要なパソコンの使用をせず、離席時は、電源オフ、ディスプレイの消灯を徹底します。

個別消灯

各フロアの消灯責任者が中心となって消灯を実施します。「キャブスイッチ(照明器具の本体に設ける引きひもスイッチ)」を活用して、必要な照明だけを点けるようにします。

OA機器に関する取組(文書法制課、デジタル推進課)



- ✓ 機器の新規購入や更新時には、エネルギー消費の少ない高効率な機器を優先的に採用します。
- ✓ パソコンや複合機の使用にあたっては省電力モード等を積極的に活用します。

移動に関する取組(財産管理課、環境対策課)



- ✓ 急発進・急加速を自粛します。
- ✓ 公用車の相乗りや近距離の移動で、荷物の搬送等の特段の支障がない場合は、徒歩での移動を心がけます。
- ✓ エコ通勤に取り組みます。
- ✓ 電気自動車を積極的に利用します。

エコ通勤

自家用車の通勤から、公共交通機関の利用や、徒歩、自転車、電動車等、相乗り、在宅勤務等の頻度を増やし、事務事業における間接的なCO2排出量削減にも取り組みます。



- 事務事業による省資源行動も全職員で継続実施します。

紙の削減に関する取組(文書法制課)



- ✓ 電子媒体での情報共有、資料の共有化を進めます。
- ✓ 両面印刷を基本とし、集約印刷機能を活用します。
- ✓ 会議資料、事務資料は簡素化します。

節水に関する取組(財産管理課)



- ✓ 蛇口の人感センサー等により、必要以上の水の使用を抑制します。
- ✓ 水の出っぱなしをやめ、こまめに蛇口を締める等日常的な節水を励行します。
- ✓ 施設管理者は、水漏れ点検を定期的を実施します。

ごみの削減に関する取組(清掃リサイクル課)



- ✓ リサイクルできる紙類がごみとして捨てられていないか、ペットボトルや容器包装プラスチックの分別は守られているかなど、改めてごみの分別を徹底し、ごみの排出抑制に取り組めます。

その他の取組



- ✓ 特別な理由がない場合は、職員のエレベーターの使用と、市役所本庁舎正面玄関からの職員の出入りは原則禁止します。



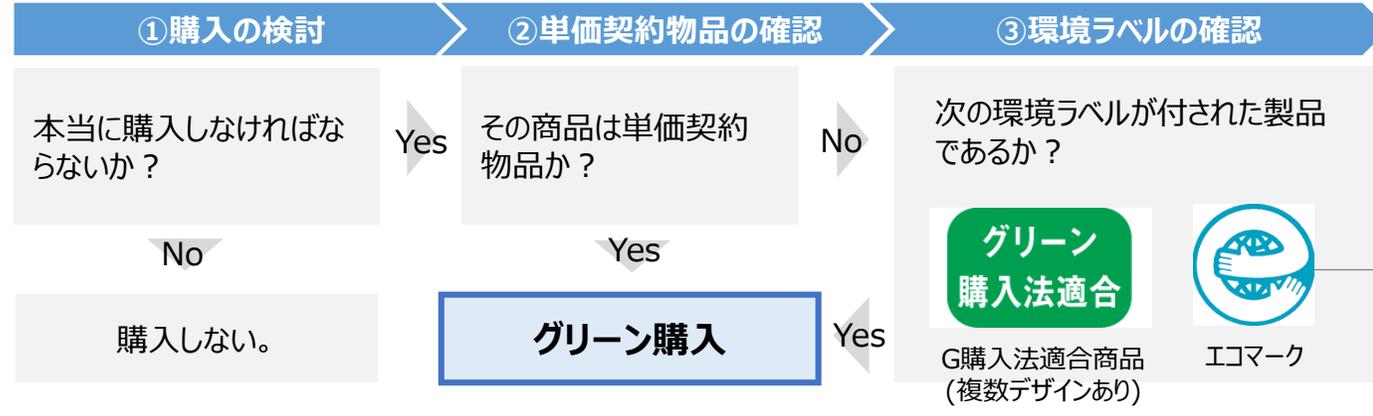
- ✓ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく業務用エアコン等の定期点検を実施します。
- ✓ 扇風機等は空調管理が適切に行えない箇所で使用します。

- 製品やサービスを購入する際は、その必要性を十分に考慮し、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入します。

グリーン購入の推進

- ✓ 商品等を購入する際は、可能な限り**グリーン購入法適合商品**を選択します。
- ✓ 単価契約物品をグリーン購入法適合商品※とすることで、グリーン購入を推進します。

➤ グリーン購入検討フロー



- ✓ グリーン購入法とは、環境に配慮したサービスの調達を推進するための法律です。同法では、重点的に調達を推進する環境物品等の種類・基準を定めており、地方公共団体はその調達に努めるものとされています。

- ✓ エコマークとは、日本環境協会が運営する任意の環境ラベル制度です。エコマークが付された商品等は**全てグリーン購入法適合商品**となります。

木材利用の推進

- ✓ 木材利用促進は、木材の炭素貯蔵効果等により、地球温暖化の緩和が期待できます。
- ✓ 公共施設には可能な限り、間伐材等の市産材を使用した設備の導入を進めます。



その他の取組 ～公共事業における環境配慮～

- ✓ 「伊勢原市の公共工事コスト削減取組指針」に掲げられている環境負荷低減のための取組を進めるとともに、県生活環境の保全等に関する条例や、騒音規制法等に基づく規制を遵守することで、人にも環境にもやさしい公共事業を目指します。

5

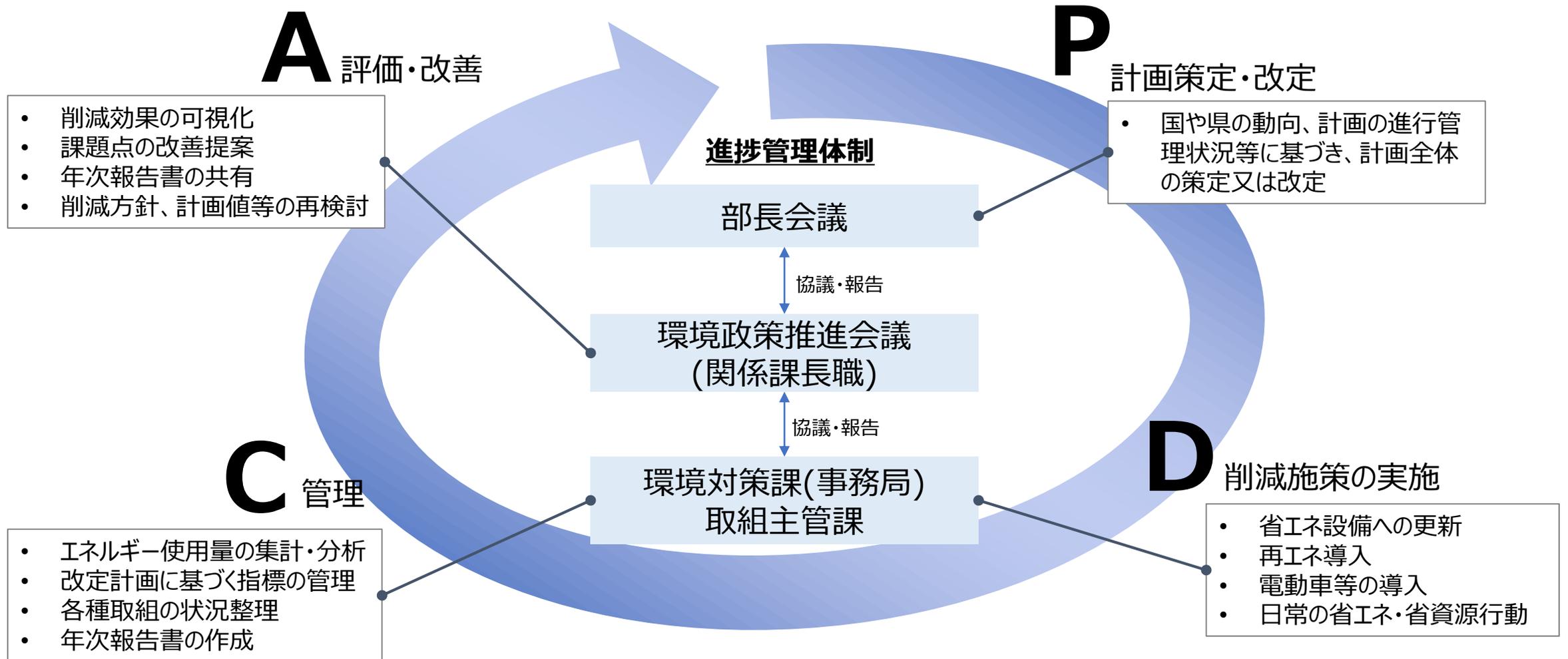
進行管理

進行管理体制 / 進捗状況の公表



5-(1) 進行管理体制

➤ 環境政策推進会議等により、目標に対する進捗や施策の状況を踏まえたPDCAを推進します。



5-(2) 進捗状況の公表

➤ 毎年下半期に年次報告書の作成・公表を予定しており、各削減取組及び年次で設定した削減目標量等によるモニタリングを行います。

		直近	中間目標	最終目標
		2023 年度末	2027 年度末	2030 年度末
温室効果 ガス関連	温室効果ガス排出量	7,223 t-CO ₂	5,608 t-CO ₂	4,549 t-CO ₂
	2013年度比 温室効果ガス削減率	20.6 %	38.4 %	50.0 %
取組 指標	対象施設のLED化率	5 %	100 %	100 %
	再エネ電気導入率	0.1 %	5.1 %	10.0 %
	共用車EV導入率	7.4 %	19.2 %	30.8 %
	エネルギー消費原単位の前年比	前年度から改善		



第四次伊勢原市役所エコオフィスプラン
中間改定版
令和6年10月発行

伊勢原市 経済環境部 環境対策課

伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン